

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">1</div> 「ゆめパレアむこうの今後」の検討の場に利用者・市民の参加を		
趣 旨	<p>市は、ゆめパレアむこうの今後について、「どうすれば継続できるかの検討をおこなう」と繰り返し表明してきた。市民・事業者・行政の知恵を集め、ゆめパレアの継続のための有効な方策を打ち立てるためになすべきことについて伺う。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>ゆめパレアむこうの休館方針の表明以降、利用者をはじめ、多くの市民から存続を求める声が寄せられている。ゆめパレアむこうは、本市が27年前に約37億円の費用をかけて建設した、他市にも誇れるりっぱな施設であり、長年にわたって市民に利用され、高齢者をはじめ多くの方々の健康増進に寄与してきた。施設・設備の老朽化は当然想定されたものであり、一時的に多額の費用がかかるからといって安易に閉鎖してはならず、今後にわたっていかにして有効に活用できるか、その道を市民の知恵を生かして検討していくべきだ。</p> <p>(1) 市は、健康増進センターは「空調機器等の修繕工事を実施した後、一日も早い運営再開をめざす」と公表した。運営再開は、いつ頃を目標にしているのか。利用者など関係者の見通しがたつよう、想定するスケジュールを示していただきたい。</p> <p>(2) 温水プールは、多くの市民に有効利用いただける方策を検討頂きたい。</p> <p>①ゆめパレアむこうの温水プールには、民間のスイミングスクールと異なる、公共の市民プールならではの役割があると思うが、どのようにお考えか？</p> <p>②検討の進め方について考えを聞く。誰が、いつ、どのように行う考えか。検討の場には、最大の当事者であり、実態を一番よく知っている利用者の参加が必要ではないか。</p> <p>③4月以降に予定されている市民アンケートの内容は重要だ。財政的に厳しいなら閉鎖もやむを得ないという方向に誘導するアンケートになってはならない。市民プールをもっと利用しやすくする対策や、新たな有効活用策など、市民の知恵を引き出せるアンケートを願う。市民アンケートの目的・内容・時期について伺う。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">2</div> J R向日町駅自由通路事業と東口再開発事業について		
趣 旨	<p>J R向日町駅の橋上駅舎・自由通路事業はJ Rとの工事協定が結ばれ、東口の市街地再開発事業は京都府の認可がされた。J R向日町駅の東口開設事業がいよいよ本格的にスタートするにあたり、事業の進め方と費用負担等について疑問があるため、説明を求める。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>(1) 橋上駅舎・自由通路に関するJ R西日本との工事協定について</p> <p>2月8日にJ Rと協定書が締結された。J R向日町駅の東口を開設するという長年の大きな課題を、ここまで進めてこられた関係職員の並々ならぬご努力に、敬意を表したい。しかし残念ながら、市民への説明責任が果たされているとは言いがたい。</p> <p>昨年12月議会で、私は基本図も示さずに工事協定を締結し、41億円もの債務負担を負うことは認められないと述べたが、協定締結後の今に至っても示されないままだ。本事業では、J Rの駅舎と自由通路を建設する45億円の事業費の大半が、向日市民の税金と国の補助金でまかなわれる。そしてJ Rの事業ではなく、向日市の事業である。にもかかわらず我々向日市民も議会も、どんな駅舎になるのか、ポンチ絵以外何も知らされていない。</p> <p>私は、向日市の公共事業をこのような不透明なやり方で進めることを、認めることはできない。</p> <p>①駅舎・自由通路の基本図について</p> <p>事業スケジュールでは、協定書締結後すぐに実施設計を進めることになっており、基本設計は当然終わっているはずだ。駅舎・自由通路の基本図を、向日市はもっていないのか？持っているけれど公表できないのか？いつ公表できるのか？</p> <p>②協定書の条文について</p> <p>第16条（損害の負担）で、工事施行に起因して生じた損害は、J R西日本の責めに帰する場合を除き向日市が負担するとされている。設計も施工もすべてJ Rが行うのに、工事施工に起因して生じた損害の負担を向日市が負う場合とは、具体的にどのような場合か。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">2</div> <p style="margin-left: 100px;">J R向日町駅自由通路事業と東口再開発事業について</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>(2) J R向日町駅東口の市街地再開発事業の公益性について</p> <p>本事業は、主に駅ビル・タワーマンション・東口駅前広場の整備であるが、総事業費187億円のうち、市と国の補助金あわせて42億円の公費が投入される。</p> <p>特にタワーマンションは、まちづくりの必要性のためでも、向日市民が求めたからでもなく、東西をむすぶ事業費の市民負担を大幅に軽減するための方策として立案された。駅東口が開設されることによる受益者が、その事業費の一部を負担するという構想で、それがタワーマンションになったものである。</p> <p>ところが、昨年の議会に示された最終的な計画によると、「東西をむすぶ事業費の市民負担を大幅に軽減する」という駅ビル・タワーマンション建設の大義名分が崩れている。単に橋上駅舎と自由通路をつくる場合と比べて、向日市の財政負担軽減の効果は、J Rが負担することになった3億円だけである。結果として、J Rに3億円を出してもらって代わりに、タワーマンションの建設を認めたことになるのではないか。</p> <p>さらに、この駅ビルとタワーマンションには、数十億円の公費が投入される。市街地再開発事業という制度の枠組みで適法に行われるものではあるのだろうが、果たして商業ビルとタワーマンションに数十億の公費を投入する公益性があるのか。</p> <p>本事業の公益性と公費投入の正当性について、改めて説明が必要ではないか。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">3</div> 地球温暖化対策の目標達成へ、向日市行政に求められることは？		
趣 旨	<p>地球温暖化対策は、従来の施策の延長線上では不可能な目標の達成が求められている。2030年までに脱炭素社会への転換をめざす本市の意欲的な姿勢と具体的な施策が必要だ。現在策定中の向日市第三次環境基本計画案では、地球温暖化対策を正面に掲げているが、目標達成のために何をなすべきかについて問う。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>本市は、地球温暖化対策を新たな環境基本計画のトップに据え、国の目標と整合した温室効果ガス削減目標を設定する見通しだ。しかし、そのために提案された「むこうし20%削減運動」案には、市民委員、専門家委員から異論が出された。削減のために市民が実行可能な具体的な方策を示さずに20%削減を呼びかけることは、市民にガマンを強いるだけであり、市民の積極的協力は得られない。また求められる目標は、市民がコツコツ努力するだけではとうてい不可能な水準であり、社会の仕組みを変える取組みが求められていることが指摘された。全くその通りであり、そのために本市行政に求められることについて問う。</p> <p>(1) 気候非常事態宣言をいつ、どのようにおこなう考えか？</p> <p>市長は1年前の議会での私の一般質問に答えて、「第三次向日市環境基本計画を契機に気候非常事態宣言を行うことで、こうした危機感を市民の皆様と共有し、気候危機に対する具体的な行動の輪を広げるきっかけになるよう、市民の皆様幅広く呼びかけて参りたい」と意思表示された。その実行について、どうお考えか。</p> <p>(2) 向日市行政の脱炭素の取組みについて</p> <p>①環境配慮方針に基づく電力の購入について</p> <p>まず行政の姿勢を示すことが必要だ。電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力の購入をおこなうことについて考えをうかがう。</p> <p>地球温暖化対策を契約面から推進するため、2007年に国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)が施行されて、今年が15年目となる。環境配慮契約法では、公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価したり裾切りをしたりすることにより、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みである。国は取組みが義務化され、地方自治体は努力義務とされている。法制定時と比べて地球温暖化対策が喫緊の重要課題となっている今こそ取組みを進めなければならない。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>3 地球温暖化対策の目標達成へ、向日市行政に求められることは？</p> </div>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>対象となる契約は7分野だが、特に本市に大きく関わる課題は、電力の購入、及び建築物の設計に係る契約である。電力の購入については、電気事業者の入札参加資格に、再生可能エネルギー比率や、環境負荷低減に関する取組状況の評価を加える「裾切り方式」を導入している自治体が多い。</p> <p>本市では、10年前より入札による電力の購入を行い、コスト面で成果をあげているが、次のステップに進み、「再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等、環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達を行う」とする、電力の調達に係る環境配慮方針を定め、それに基づく電力購入の入札をおこなうことについて考えを伺う。</p> <p>②向日市行政自身の脱炭素の取組みを定める、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定についてうかがう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減の現状と目標、計画策定のスケジュールについて ・目標達成にむけた取組について <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のLED化の実施率は？ ・学校施設をはじめ、公共施設屋上への太陽光パネル設置の検討は？ ・公共施設の建設・改修時の断熱化の推進方針は？ <p>(3) 市民の取組みに思い切った支援策を！</p> <p>本市は、温室効果ガス排出量において、一般家庭や小規模店舗の占める割合が大きいので、市民の取組みを促進する支援策がきわめて重要だ。市民に「削減」をお願いするだけでなく、そのための補助事業に予算投入して頂きたい。</p> <p>太陽光＋蓄電設備独自補助の本市独自財源は、わずか年間15万円にすぎない。住宅断熱は必須の取組みであり、そのための補助創設が必要だ。</p> <p>現在進行中の環境基本計画策定の過程で、市民の取組みに対する思い切った支援策を出し、早急に実施すべきだと考えるが、考えを伺う。</p> <p>(4) 計画の進捗をチェックする市民参加の常設の機関設置を求める</p> <p>環境基本計画策定委員会で、環境基本計画推進母体として、市民・事業者・市の三者が参画した組織「むこうエコパートナーシップ会議」の設置が提案されたことを評価する。どのような会議にしていくか、本市の考えを伺う。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">4</div> 個人情報保護条例の改正に、向日市はどう向き合うか？			
<p>趣 旨</p> <p>国の法改正により、自治体の個人情報保護条例の大規模な改正が求められているが、個人情報の利活用に重点が置かれた改正法に無批判に従えば、市民の個人情報を保護すべき地方自治体の役割を果たせず、市民の行政への信頼を揺るがしかねないと危惧する。本市の考えと条例改正の進め方について伺う。</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく個人情報保護法関連の改正が行われ、今年4月1日に第1段階の施行がされ、来年5月17日までの政令で定める日までに第2段階が施行される。</p> <p>第1段階で施行される内容は、主に個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するものである。第2段階で施行される内容は、地方自治体を対象とし、国と同じ規律の適用を求めるものであり、自治体の個人情報保護条例の大がかりな改正が求められるが、非常に重大な懸念があることから、条例改正に関する本市の考えを問う。</p> <p>市においては検討の途上であるため、明確な答弁は難しい点があるかと思うが、全市民の個人情報の取り扱いに関する重要な内容であるので、議論をオープンにする意味でも可能な限り本市の考えについて答弁願いたい。</p> <p>(1) 個人情報の取り扱いについて</p> <p>個人情報の取り扱いに関して、重大な変更が求められているが、本市の考えを聞く。</p> <p>改正法のルールでは、自治体の個人情報保護条例における個人情報の収集、利用・提供の制限が、大幅に解除されている。</p> <p>本市条例では、全国の大半の自治体条例と同じく、本人からの収集の原則が明記されているが、改正法では規定がない。所掌事務に必要で有りさえすれば、不正な手段によらない限り、誰がどのように収集してもかまわないということになりかねない。本人からの収集の原則の明記が必要ではないか。</p> <p>本市条例では、利用目的以外の利用と他の行政機関への目的外提供の原則禁止が明記されているが、改正法では、相当の理由があれば目的外利用や外部提供ができるとされている。「相当の理由」というあいまいな根拠で個人情報の目的外利用や外部提供を可能とすることでは、市民の理解を得られず、行政への信頼を揺るがしかねない。何らかの制限が必要ではないか。</p> <p>本市条例では、本人の人種・信条その他社会的差別の原因となる恐れのある要配慮個</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> <p>4 個人情報保護条例の改正に、向日市はどう向き合うか？</p> </div>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>個人情報の収集の原則禁止が明記されているが、改正法では規定がない。長年にわたり人権に配慮して公正な行政執行に努めてきた自治体の原則的理念が失われる恐れがある。</p> <p>本市条例では、外部機関とのオンライン結合を原則禁止している。公益上特に必要があり、個人情報について必要な保護措置が講じられていると確認した場合にのみ、個人情報審議会の意見を聞いた上で認めている。一方改正法では、オンライン結合制限の規定はなく、またオンライン結合について審議会への諮問を要件とすることは認められないとの見解である。しかしオンライン結合は、外部機関が自由に本市が保有する個人情報に随時にアクセスすることになるため、市民の権利利益を侵害する危険性があるため、これまで本市はこれを制限してきたのではないか。</p> <p>① 以上4つの事項について、重大な懸念があるが、本市としてはどのような考えか。</p> <p>②また、国の個人情報保護委員会は、自治体が条例で改正法にない独自の規制ルールを規定することに否定的だが、自治体が自らの行動を自己規律するルールを定めることが、問題になるとは思われない。こうしたことにまで国が規制をかけるのは、地方自治のあり方に反するものではないか。本市の考えを伺う。</p> <p>(2) 今後の条例改正にむけた取組みについて</p> <p>その他に、改正法に基づく条例改正には重大な問題が多数ある。</p> <p>例えば、個人情報保護審議会の意見を聞くことは、限定的な場合にしか許容されないかのような見解が示されているが、自治体が何について審議会の意見を聞くかは、自治体の自律的な権能に属することであり、国が指示することではない。</p> <p>また、行政機関等匿名加工情報提供制度が始まる。これは、自治体が保有する1千人以上の個人情報ファイルを匿名加工した上で、事業に使いたいと提案のあった民間事業者に提供する制度で、要件を満たす提案があれば提供しなければならないことになる。市町村は当面の間義務化されないものの、将来的な義務化が想定される。</p> <p>以上のように、市民の個人情報の取り扱いについての大きな変更になるので、市職員だけでなく、広く市民に公開して進めて頂きたい。向日市個人情報保護審議会に諮問するなど、第三者にも入ってもらって検討して頂けないか。今後どのように検討を進める考えか。</p>			